

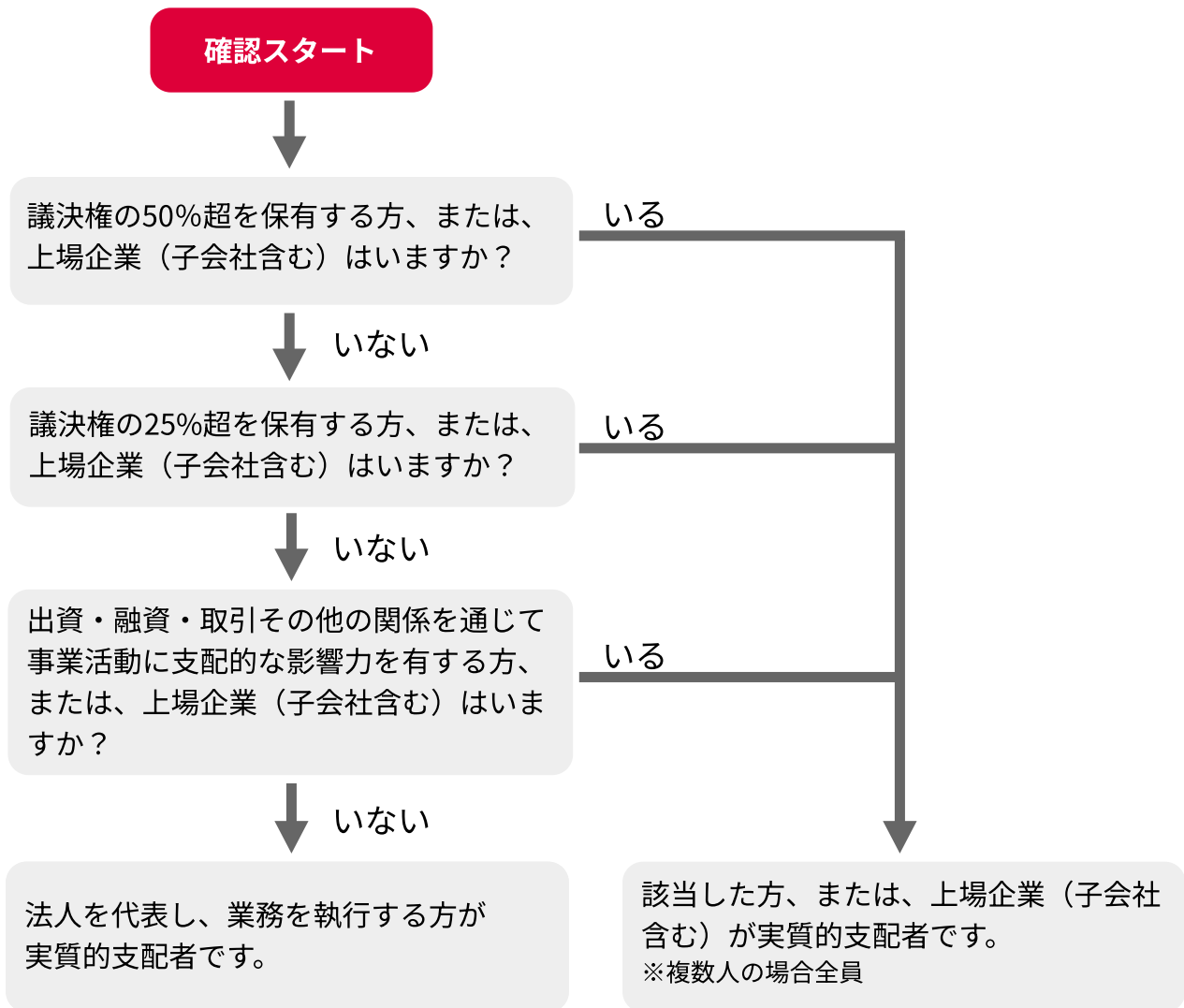
実質的支配者とは

実質的支配者とは、法人の事業経営を実質的に支配できる個人のほか、国、地方公共団体、上場企業（子会社含む）が該当します。

実質的支配者の判定方法

お客様が資本多数決法人※の場合

※株式会社、投資法人、特定目的会社等



お客様が資本多数決法人でない場合

確認スタート

法人の事業収益・事業財産の50%超の配当・分配を受ける権利を有する方、または、上場企業（子会社含む）はいますか？

いる

いない

以下のいずれかに該当する方はいますか？

- 法人の事業収益・事業財産の25%超の配当・分配を受ける権利を有する方、または、上場企業（子会社含む）
- 出資・融資・取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有する方、または、上場企業（子会社含む）

いる

いない

法人を代表し、業務を執行する方が実質的支配者です。

該当した方、または、上場企業（子会社含む）が実質的支配者です。
※複数人の場合全員